

江戸

一八四五年九月―一八四九年十二月

東京市史稿産業篇

第五十七解読の手引き

平成二十八年三月

東京都公文書館

目次

天保改革の嵐の後で …… 1

今様大江戸瓦版 …… 6

天保改革の嵐の後で

寄席の復活 「よせよせといふ内もとの様になり」。

これは『藤岡屋日記』に紹介された江戸の川柳である。

「よせ（止せ）」と寄席とを掛けたこの句は、幕府から削減を命じられて減少していた江戸の寄席がその後再び数を増し、削減令以前の状態Ⅱ「もとの様」に戻ったことを詠んだものである。弘化二（一八四五）年の春に作られたとされている（本巻七一四頁）。

それより三年前の天保十三（一八四二）年二月十二日。天保改革の嵐のまったただ中、江戸町方に二百十一軒あった寄席の大部分に対し、幕府は風俗取締の一環

で閉鎖を命じた。それ以降の営業を許されたのは、開業年代の古い老舗十五軒のみだった（『東京市史稿』産業篇第五十五、四十六―六十八頁）。さらに同年五月二十一日には、寺社境内に二十二軒あった寄席も削減され、九軒に限って営業許可が出された（同右、三三〇―三四〇頁）。かろうじて残った寄席でも、演目に規制がかけられた。当時大流行だった女浄瑠璃は禁止され、神道講釈・心学講談・軍書講談・昔咄の健全な「四業」に限定する旨が命じられた。しかし、天保十四（一八四三）年閏九月十三日になると、改革を主導していた水野忠邦は老中職を罷免され失脚した。その翌年の弘化元（一八四四）年十二月二十四日、寄席

の削減令は撤回され、それを機に江戸の寄席は再び増加したのである。『藤岡屋日記』によれば、十五軒だった町方の寄席は、十日間に満たないその年の内にたちまち六十軒ほどにまで増え、翌年の春にはなんと七百軒に達した。「天保改革の嵐は、もはや過ぎ去った」。身近な娯楽の場である寄席の復活・隆盛を目の当たりにすることで、江戸の人々がそんな思いを強めたのは間違いないだろう。

老中阿部正弘の懸念 こうして改革が弛緩していく江戸市中の風潮については、幕閣上層も懸念したのでろう。弘化四（一八四七）年二月、水野に代わって老中首座の地位についていた阿部正弘は、町奉行に対して市中風聞書を渡し、その内容について意見を述べるように命じた（本巻三四七頁）。

阿部へ提出する上申書の作成は、南町奉行の遠山景元が主に担当している。遠山景元、すなわち「遠山の金さん」は、天保改革の開始当ても町奉行（北）の職にあった。その際、老中水野忠邦は、多少の社会混乱

には構わず改革を強引に進めようとしたのに対し、遠山は、江戸市中の実情に配慮した緩やかな改革推進を主張したため、両者は対立し、天保十四（一八四三）年二月、遠山は町奉行から閑職の大目付へと転任させられた。しかし、水野の失脚後、弘化二（一八四五）年三月、南町奉行として再び江戸の市政に携わることになったのである。

老中阿部が町奉行へ下げ渡した市中風聞書そのものは現存していないが、町奉行が老中に返した上申書のなかにその風聞書が引用されている。風聞書は二十二箇条からなっていて、それぞれの箇条において天保改革での諸々の取締が近年弛緩している状況が述べられている。具体的には、女性の髪形や服装、歌舞伎役者の似顔絵や春画、女髪結、履物、子供の玩具、料理の価格、博打、寄席の演目、売春その他に関する法令違反が増加している、という指摘である。こうした状況は問題ではないのか、と阿部は町奉行に質しているのである。

町奉行の現実路線 阿部の懸念に対する町奉行の返答

は基本的に次のような論調である。風聞書が指摘する法令違反は事実ではなかったり、あるいはそれほど深刻な違反ではなかったりする。もし甚だしく違反する行為が目立つようになれば、その時点で説諭を加えるなどすればいい、というのである。かつての改革最盛期のような厳しい取締を再び実施することに対しては消極的な町奉行の姿勢が表れている。

このような町奉行の基本方針が明示された記述を用する（本巻三七二頁より）。

格別弛みに相成るべきは未発之内ニ教諭を加へ、成丈け御咎を蒙り候もの少き様に取り計らい、其上にも相用いず候はば用捨無く嚴重に吟味致し、御仕置・御咎申し付け候様仕度：

もし、どうしても違反が止まなければ処罰を命じることにしたいが、そうなる前に、法令からの逸脱が格別目立ちそうになった場合、まずは教諭を加えることで処罰を受ける者を少なくするように取り計らいたい、

という意見が述べられている。

また、次の記述は、かつて老中水野が強行した苛酷な取締に対する痛烈な批判となっている。

一時之成功を心掛け、御威光を以て強て嚴重の取扱い仕り候節は、下役人共に至り候ては、苛酷に仕り候得ば御趣意に叶い候様心得違いたし、自ら手荒き取計い方に流れ候故、一旦は行届候様に相見え候得共、人情に悖り永く行われざるのみならず却て弊も生じ候儀に付、：

厳しい取締方針の下では、実際に取締にあたる「下役人共」も、「苛酷」な取締こそが改革の「御趣意」に叶うものと「心得違い」して「手荒」な取締をおこない、「一旦」は改革が達成されたかのように見えるものの、それは「一時之成功」に過ぎず、長期継続はしないばかりか、かえって弊害も生じる、としている。こうした意見を示した上で、「御改革御箇条之内にも、守り難き類、又は却て御取締に相成らざる類之箇条」は「御弛メ」が妥当で、どうしても「御弛メ」し

かねる事項については取締を徹底したい、と述べて上申書を結んでいる。天保改革のときに出された禁令のうち、遵守が困難なものやかえって悪影響を生むようなものについては、取締を弛めるべきである、と主張しているのである。

先にも述べたように、この上申書の作成は主に遠山景元が担当したと考えられるが、まさに名奉行「遠山の金さん」の面目躍如たる上申書である。そして、老中阿部もこうした町奉行の意見を容認し、上申書どおりに心得て取り計らうべし、と申し渡している。

権力者のジレンマ 右に紹介した老中と町奉行のやり取りの前年、弘化三（一八四六）年五月にも、老中阿部は改革の弛緩を指摘する別の市中風聞書を町奉行に下げ渡し、意見を求めている（本巻一七四頁）。この風聞書は写が現存している。その表書が右下の図である。左下の「切ヌキ」は、風聞書の作成者の名前を記した部分が切り抜かれていたことを示す。江戸市中における改革の弛緩を指摘する風聞書は、町奉行に対し

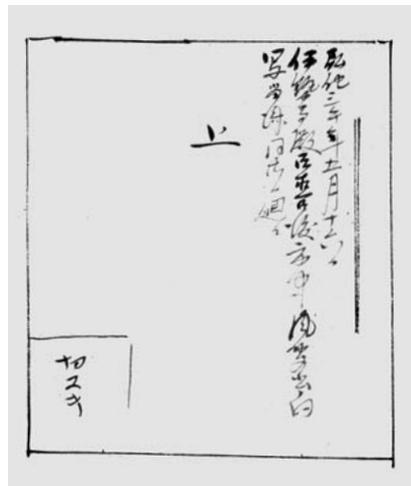


図1 風聞書表紙（写し）
「市中取締類集」市中取締之部四冊ノ内下
（国立国会図書館所蔵）

て批判的な立場から書かれたものといえる。したがって、作成者を隠した上で、老中は町奉行に風聞書を渡したのである。

この風聞書に対しては、南町奉行遠山配下の市中取締掛与力が興味深い意見を述べている（本巻一七五頁より）。

再度之御触・仰せ渡され等これ有り候上相背き候ものこれ有るに於いては捨て置かれ難く、是非厳

重之御沙汰これ無く候ては、以来自余之御触事ニも相響き、御威光にも抱り、如何これ有るべき哉ニ存じ奉り候間、先ツ御触・御直仰せ渡されこれ有る儀は御見合せ成され、：

ここに示された与力たちの意見はこうである。取締が弛緩しているからといって、御触や禁止命令を再び出してしまえば、それを守らない者がいた場合、放置できず、違反者を厳しく処罰しないと、将来、別の御触を出したときに（それを軽視して守らない者が増えるといった）悪影響を及ぼし、幕府の威光に拘わる。したがって、現時点では御触や禁止命令を出すべきではない、というのである。その代わり、違反のないよう、まずは町名主たちが町人たちを指導し、従わない者がいれば名主の報告を受けて町奉行所役人が取調をおこない、それでも違反する者がいたら処罰すればよい、という意見を右の引用に続けて述べている。これは、かつての天保改革の強行に対する反省・批判を示したものと考えてよいだろう。

天保改革における江戸市中の取締で、老中水野がおこなったのは、幕府がこれまで出した法令に違反する行為を事細かに調べ上げ、それを再度禁止する法令を出すことだった。法令が無視された状態を放置すると幕府の権威が失墜すると水野は考えたのであろう。ただし、そうした再度の法令をいったん出せば、さらなる違反者が出た場合、それは幕府権威のより大きな失墜を意味する。そのため、苛酷な取締と処罰が必要となる。重ねてより厳格な法令も出さざるをえなくなる。権力者は強くあらねばならない、という強迫観念から水野が陥ったジレンマに巻き込まれ「苛酷」で「手荒」な取締に奔走させられた苦い経験をもつ町奉行所の「下役人」が示した見識。これを先の引用からは読み取ることができる。

〔参考文献〕

藤田覚『天保の改革』（吉川弘文館一九八九年）

（専門史料編さん員 小林信也）

今様大江戸瓦版

弘化二年九月より
嘉永二年十二月まで

《弘化二年一八四五》 市中鳥屋の価格調査

九月十三日 町奉行所は名主番組ごとに町内の鳥屋より鳥類の値段書の提出を求め価格調査に乗り出した。

対象となる和鳥・唐鳥について一羽ごとの価格を取り調べ、不当な高値で売買することを禁止する目論見だ。

唐鳥（孔雀、丹頂鶴、九官鳥など）は元値が決まっているが、和鳥（鶯、啄木鳥、鴨など）は飼育方法や出来栄えによって価格が変動するため、鳥類全体の相場が確定しないことが問題視されていた。

こういった鳥類は、高貴な人々の嗜好品として売買されるため、自ずと価格が高騰する傾向にある。そこ

で奉行所は十両を限度額に設定し、十両以上での売買を禁止した。

寛政期には衣服や鼈甲べっこうなどの実用品、天保期には馬や鉢植・庭石などの嗜好品の価格設定が行われた事例がある。これに続き、鳥類の適正価格を調整していく模様である。↓産業篇57―4頁。

後藤三右衛門が死罪に

十月三日 元御金改役の後藤三右衛門に死罪を言い渡された。四月二十三日に評定所へ呼び出され、牢に繋がれていた。その罪状は、身分昇進を目論んだ賄賂の横行や、当世を「応仁之乱末」に例え幕府政治を批判したことなどが挙げられている。

後藤は、身分の昇進願望が強く勘定所に止まらず様々な役所へ歎願を繰り返した。そのほか同じく処罰され、讃岐丸亀藩京極家へ永預となった元町奉行の鳥居甲斐（耀蔵）へは、厚遇を受けるため賄賂を贈るなど親密な関係が築かれていたようである。

なお同日には、鳥居や後藤のみならず書物奉行天文方見習の渋川六蔵（敬直）も贈賄の罪などにより豊後臼杵藩稲葉家に預けとなるなど、天保期の改革に携わった役人が多く処罰された。後藤の拝領屋敷や土蔵はそのまま幕府へ接收されたが、その後十日になって、跡役として腰物奉行支配四郎兵衛倅の吉五郎が命じられると、そのまま引き継がれたようである。↓産業篇57―11頁。

《弘化三年Ⅱ一八四六》

大火後、価格統制令が出される

正月十六日 昨日発生した大火をうけ、建設資材や人足賃銭などの価格高騰を防ぐため、町奉行は次々と価格統制令を発した。

十五日の日中に小石川で出火、類焼した町数は二百九十にも及んだ。そのため、焼失した家屋の再建が急がれたが、広範囲に及んだことで必要な建設資材や、大工・左官・屋根職など職人らが不足した。それにつ

け込んで、高値で売り捌く者や、「渡り」と呼ばれる他所から来た鳶人足などが雇主に金銭をねだる行為が見られる始末。

真っ先に出されたのは、板材木竹類や釘鉄物類の価格、諸職人作料や人足賃銭といった普請に関わる値上げの禁止令であった。また、町奉行所は隠密廻方を動員し、類焼地での物価を内密に探らせている。

天保改革のもとで株仲間が停止させられており、多岐にわたる物価の統制には苦慮した模様である。出火後から二月以降までたびたび価格統制令が出されていることから、物価の抑制が上手くいっていないかったことが窺える。↓産業篇57―68頁。

江戸大水害、救助船大活躍

七月十六日 「浅草日本堤の辺りから東を見ると海のようにだった」「千住小塚原の三メートル六〇センチもある首切地蔵が首まで水に浸かっていた」という証言が出た今回の大水害。六月上旬から七月九日まで降り

続いた雨により、利根川・江戸川・荒川・大川などの土手が決壊、本所・深川をはじめ広範囲に被害をもたらしたがようやく収まってきた。浸水地域の水も十二日頃から徐々に引き始め、動員されていた官民協同の救助船も、この日御役御免となった。今回の水害では、この救助船によって救われた命も多い。

六月十八日時点で利根川の栗橋宿の辺りで通常より約四・五mも水嵩が増しているという情報が入った。翌十九日には戸田川（荒川上流）などで通船・渡船が停止、荒川・江戸川に挟まれた葛西領で最初に水害が発生した。この時すぐに御府内の船宿らへ救助船五百艘の出動命令が出されている。葛西領での救助者は五千人も七千人ともいわれ、これらの救助者は町方人別ではないため、まずは郡代屋敷へ送り届けられ、のちに各所の旅籠屋に避難している。

七月に入ると御府内の危険度も高まり、幕府船手方や町奉行所の所持船のほか、町会所や町方の船が御用船として雇われ、本所・深川周辺の河川などへ配置さ

れた。両国橋ほか大川に架かる橋は通行止めとなり、六日にはとうとう大川の水が溢れ、御府内も大きな被害を被った。高台でも窪地では浸水するほどの雨量だったが、今回は溺死者や怪我人が少ないようだ。

「古今の大水」などといわれる寛保や天明の大水害以外では救助船が出された記録はあまり見られない。今回の救助船の総数は不明だが、町船一〇七〇艘分の賃銀の記録があり、これに船手方や町奉行所、代官所などの船を合わせると相当数の救助船が出されたと考えられる。↓[変災2](#)—770頁、[市街篇41](#)—817頁、[産業57](#)—191頁、[救済篇4](#)—346頁。

良馬確保のため価格制限撤廃か

十一月二十三日 町奉行は、天保十三年（一八四二）六月に出された馬販売価格の上限設定を見直すべきとの見解をまとめ、今日若年寄に上申した。南部藩の要請をうけ、実態調査を続けていた。南部藩からは御用馬を幕府に献上し、残りの馬を下払いとして武家に販

売している。同藩の馬喰は国元において二歳馬を目利きして百姓から購入、これを自ら丹精込めて育て、さらに腕利きの調教師を雇って良馬を育て上げる。そして三歳になると国元から江戸に牽いて来ることになるが、道中の旅籠代、道中をサポートする小者の往復の経費などを加算すると二十五、六両は元値段としてかかるという。途中で死亡する馬もあることから、やはりすぐれた馬は五十両から七十両位で販売しないと採算がとれないという。大名家では、良馬と駄馬を組み合わせて七十両とし、良馬の見かけ上の値段を統制価格に適合させることもあったという。武備の質に関わる問題だけに幕府も価格統制の見直しに乗り出す模様だ。↓産業篇57―240頁。

《弘化四年―一八四七》

浄瑠璃名主罷免

三月二十九日 小網町名主伊兵衛が名主役を罷免された。世話掛や市中取締掛、その外諸掛役を務める一番

組の老分筆頭名主罷免の報に衝撃が走った。

きっかけは一つの風聞だった。小網町の浄瑠璃寄席場万吉方で寄席芸人に交じり、市中寄席場を取締まるはずの支配名主伊兵衛が浄瑠璃を披露している。

そんな噂を聞きつけた隠密廻、定廻が調べたところ、小兵衛は常々義太夫や浄瑠璃を愛好し、今年の正月下旬から二月上旬にかけて、噂通り寄席で浄瑠璃を披露していた事が判明した。困ったのは彼の処分だ。弘化二年の名主による町人用不正に準じ、名主罷免の処分では家断絶同然となり重すぎる。かといって、掛役から取放つだけで名主を続けては、若年の名主へ示しが付かない。そのため、名主役を罷免、息子の伊十郎を後継に命じることで塾居同然とする処分となった。浄瑠璃好きが高じた思いがけない幕切れに開いた口がふさがらない。↓産業篇57―308頁。

浅草寺の子院、境内借屋の建築違反問題が再燃

四月七日 この日、浅草寺の実質的トップである別当

代から同寺の子院に対して、各々の境内にある借屋のうち、違反物件である二階家を是正するよう申し渡しがあつた。

そもそも境内に借屋があるのは、家賃収入によって寺院経営の助成とするためだ。このこと自体は違反ではなく、例えば、平屋で、なおかつ軒下一丈二尺（約三・六m）以内であれば問題ない。今回問題となつた二階家は、違反と知らなかつたのだらうか。

実は天保六年（一八三五）正月にも調査が行われており、二階家は違反、要改築とされている。しかし物価高騰を理由に修復が必要になる時まで現状維持を歎願していたのだ。その後今年に至るまで平屋に改築されたものは少なく、新たな二階家まで発見される始末である。

しかし火事や水害が続く昨今、やはり財政は厳しいのか改築に着手できる子院もなく、結局、以前のものは修復の時に、新規のものは十年以内に改築すべし、と猶予される結果となつた。↓産業篇57―329。

町奉行所、紀州産蜜柑の管理販売を阻止

五月二十四日 紀州藩から町奉行へ、紀州産蜜柑が他国産と混じらないよう、紀州産を扱う者へは他国産を扱わせないようにしたい旨の願書が提出された。

そもそも市中の蜜柑は、紀州産・新宮産のものについては、現在六人の者を「紀州様蜜柑引受売捌人」として一度引き受けさせ、そこから市中八十人の水菓子屋へ捌いている。「地廻」と呼ばれる駿河、遠江、三河、伊豆の四ヶ国産については直接八十人の水菓子屋が捌いている。それを願書では、四ヶ国産についても六人の「売捌人」に管理させたいというのだ。

これにつき町奉行所が青物役所取締名主に調査をさせたところ、この願書は紀州荷主ではなく、「売捌人」が言い出したことであるという。紀州産と他国産が同時に入津した際の相場下落を防ぐため、先般出された組合仲間の解散にも反するが「紀州御産物之御権威」を唱え、強引に実行しようとしているらしい。

さらに調査を進めると「売捌人」の一人である重兵

衛は名目で、実は欠け落ちした結城屋利兵衛という者らしい。利兵衛に代わり現在は妻のたきと、弟の安右衛門が取り仕切っているようだが、なんとたきは紀州荷主肝煎の井口平三郎と密通しているという噂もある。今回の願書はこの井口や安右衛門らによる計画のようだ。

調査を受け町奉行遠山景元は、願書を却下し、八十人の水菓子屋以外にも蜜柑の販売を許可した。「紀州御産物之御権威」も遠山は動かさなかったようである。↓産業篇57―397頁。

遠山左衛門尉景元 春画販売摘発

十二月十三日 南町奉行・遠山左衛門尉景元は、町方同心、名主を動員して、江戸市中の春画（江戸時代に「わらい本」とも呼ばれる）の売人を摘発した。

昨十二日、町奉行は、十一月五日に修理工事が完了した永代橋、両国橋の視察のため、江戸市中を歩いていた。その際、新堀の道端で春画が売られていること

を見つけた。奉行によれば、「我が通る処でさえ、この様に大規模に春画が並べられているのであるから、江戸中の往来についても同じなのであろう」と指摘し、この度の摘発となった。

この摘発で検挙された人は、およそ三十一人。摘発された春画は、柳原土手で販売されていたものだけでも、総額十両にものぼるといふ。

春画を初めとする風俗書・好色本等の販売については、享保七年（一七二二）十一月以降、幕府から再三に亘って禁令が出されてきたにも関わらず、江戸市中では春画の販売が後を絶たなかった。↓市街篇42―110頁。

《弘化五年・嘉永元年―一八四八》

中村歌右衛門上方召喚回避訴訟

八月十六日 上方の芝居仕打人たちから千五百両にものぼる多額の借金を持えた中村歌右衛門について、上方への召喚を回避すべく、江戸猿若町狂言座の座元



香蝶楼貞画「布袋市右衛門 中村歌右衛門」(東京都立中央図書館所蔵)

三名より歎願書が江戸町奉行所へ提出された。

歌舞伎役者の四代目中村歌右衛門が持えた借金の取り扱いをめぐり、仕打人らが大坂町奉行所へ訴え出た結果、示談交渉や取り調べなどのため、歌右衛門の大坂召喚が検討されていた。

これに対して猿若町狂言座の座元らは、人気役者の歌右衛門を上方へ召し出されては商売もあがったりというところで、その借金の肩代わりを引き受け、とりあ

えず八百両を支払い、残り七百五両は四ヶ年賦で完済することで示談にしようと考えた。

ところが上方では、今度は神社奉行所へ歌右衛門の召還を訴える者が出てしまった。どのような手段を使っても歌右衛門を上方へ連れて来させようという魂胆だと、江戸の座元らは疑いの目で見ていた。

そこで江戸の座元らは、前年のうちに給金を前貸ししたり手附金を渡し、翌年にその役者を神社奉行所へ訴えることで、役者をたびたび上方へ召還させようという企てが前例となることを阻止するため、歌右衛門に代わって借金問題を解決すべく訴え出たのである。
↓産業篇57―667頁。

江戸市中に熊出没!? 飼い主は…

十月十三日 江戸市中で熊を飼育している者がいるとの風聞があり、北町奉行所の三廻りが探索に乗り出した。その結果、二人の人物が浮かび上がった。

一人は、木挽町の元蕎麦屋で、現在は陰陽師を名乗っ

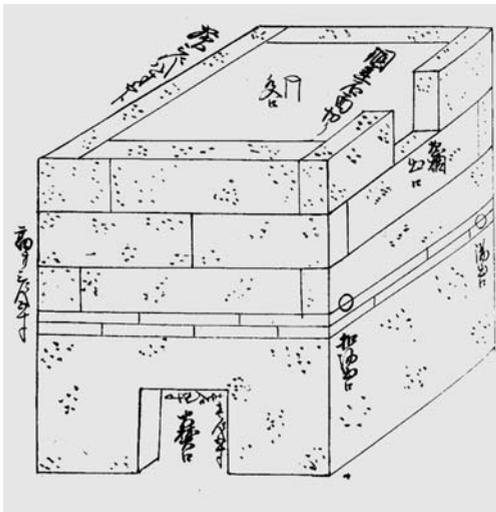
ている四十二〜三才の男性。自宅奥の庭で三〜四年位前から熊を飼っていたとのことで、大きな犬程の大きさに育っているらしい。この男性、脇差を帯びることを好み、蕎麦屋では見栄えが悪いと陰陽師になったというどうにも胡散臭い人物である。

もう一人は、小石川中富坂町の香具渡世の男性。こちらは一才程の小熊で、市中を牽いて歩き回っていたという目撃情報がある。聞くとところによると、痂瘡に罹る前の子供の衣類を熊に着せると症状が軽くなる、というまじないを行っていたからだという。

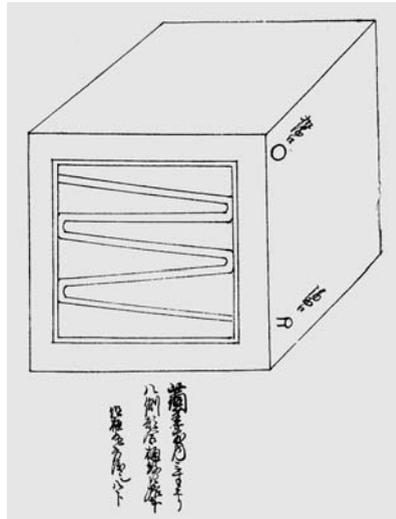
熊といえば猛獣であり、火事などの非常時に逃げ出したら大問題である。町年寄によると「猛獣を飼ってはいけない」という町触や申渡は確認できないというが、最終的に熊は手放させることとなった。小熊は元の甲斐国の村へ帰される段取りが整ったようだが、陰陽師の飼育していた熊は旗本屋敷に譲ったという。↓
産業57―117頁。

特製湯沸かし釜実用へ、薪の節約に期待

十二月八日 本所清水町の家主啓介さんが開発した銅壺製の特製湯沸かし釜について、町奉行は湯屋での使用継続と販売を承認する方針を決めた。この製品は縦横九〇cm、高さ六〇cmの銅製の壺に四〇本のパイプを



銅壺製湯沸かし釜
「市中取締書留」五十八 (国立国会図書館)



40本の樋（パイプ）を通して効率的に加熱するという。

仕込んだもので、湯屋の上がり湯を沸かす釜として使用する。銅壺ごと石囲いの中にはめ込むため火元の安全性も高いという。

これを使用すると短時間に熱い湯が沸き、薪の使用量が大幅に減らせるといふ。経費高騰と銭相場の下落で厳しい経営を余儀なくされてきた湯屋たちを救うことになるか、注目されるところだ。↓産業篇57―732頁。

《嘉永二年―一八四九》

市中での大砲製造を許可

四月二日 大砲製造の届けを受けていた町奉行遠山景元は、一般の鋳物職人による市中での製造を許可する方針を確認した。

前年の十一月、神田仲町二丁目半三郎地借の鋳物師・松五郎より、浦賀奉行浅野長祚の指示を受けた与力香山又蔵ほか、武家から鋳造依頼のあったことが届け出された。浦賀奉行からの発注品は、砲身の長さ約三〇センチメートル・重量約三二キログラムで、約一一キログラムもの炸裂弾を撃ち出せるボンベン砲（ボムカノンとも）と呼ばれる大砲であった。

初めて大砲鋳造の届出を受理した遠山は、同役の牧野成綱のほか、老中牧野忠雅、玉葉奉行支配の鉄砲職人らへ諮問した上で、対応方法を決定しようとした。

以前より、大砲は踏みふいご一挺で鋳造できる重量である二〇〇貫目位までは市中で、それ以上は町中から離れた広場で鋳造すること、また鉄砲は原則として

鉄砲職人以外は鑄造禁止と認識されていたという。

家康以来の由緒を持つという鉄砲職人らは、猥りな鉄砲鑄造のほか、鑄造技術の伝播や職人の移動を制限した慶長一二年（一六〇七）の仰せ渡しを挙げ、徳川家康の上意に反するので、鑄物師による大砲・鉄砲の鑄造は認められないと主張していた。

しかし遠山は、既に先例があることに加え、武家が上役に許可を得た上での理由の立つ注文であれば、一般の鑄物職人にも許可を与える方針を固め、老中からも問題なしとの意見を得て幕府の見解を確定させた。
↓産業篇57―788頁。

富士講の禁止を再触

九月八日 文化度の町触から三十有余年、富士講の取り締まりが再び触れられた。近年は江戸市中のみならず、最寄の国々でも講仲間が立つなど富士講の広まりは衰えを見せていない。今回、従来の講仲間設立や俗身分での行衣着用、講積、護符配付、加持祈祷の禁止

に加え、新たに富士講の祖といわれる長谷川角行かくぎょうやその教えを伝えた食行身祿じきぎょうみろくの書物の板刻や伝来書を没収し、所持を禁じた。

また、浅間社地にある両人の社や入定伝説の残る人穴村入定洞の石碑類も撤去を命じ、富士浅間社の師職や講の中心人物に対しては、祖父親伝来の仕来であるため今回は罰せず、今後は等閑にすれば厳罰を申し付けるとした。いまや増大した信者へ一律に富士講を禁止することは難しく、師職や講中に対し、本所相伝を守り、公儀の認可を受けた神道や諸宗門による富士信仰を行うよう求める事で異形の信教の収束を狙うようだ。幕府の策は功を奏するだろうか。↓産業篇57―865頁。

銭相場公定を解除、天然の相場に復す

十二月二十四日 金一両につき銭六貫五百文とする公定相場を停止し、当分の内天然の相場に戻すとする町触が出された。天保改革の中で天保十三年（一八四二）

八月に公定された錢相場は七年余りで撤回されることとなった。近年は市中に錢が十分回らず、幕府による度重なる錢払い下げにも関わらず改善の兆しが見えなかった。そもそも物価引き下げをめざした政策であったがその効果も現れていなかった。かつて水野忠邦政権時代に北町奉行として、錢相場公定化に関与した現南町奉行遠山左衛門尉景元氏はすでに昨年以來錢相場の公定解除を主張していた。その声を聞いてみよう。

そもそも商人は相場の高下を見計らって少しでも利潤をあげようと、売り溜め錢を両替屋まで持ち込むわけだ。けれども相場が固定されているは手数料だけ損になる勘定でしょ。一方両替屋も同様に機を見て商家を回り錢を買い集めようとする。しかしこれもまた相場が動かないのでは、車力などを雇った分だけ赤字になる。これでは錢が出回らないのも当然のことですな。そもそも、天保十三年の時には当座の試しということで実行した錢相場公定、そろそろ見直しのタイミングということでしょう。

こう語る遠山氏、この他にも天保改革時代の諸施策見直しに積極的な発言を繰り返しており、諸問屋組合停止の復活などにも及ぶのか、注目が高まっている。

↓産業篇57―889頁。